

# 直轄事業制度の見直しについて〈協議項目〉

平成21年4月8日

全国知事会

直轄事業に係る地方負担金については、今回、国道事務所等の庁舎改修費が含まれていたことが明らかになったが、その内訳明細が示されないまま地方に課せられていることから、速やかに情報開示を行うことが必要である。

また、当面の課題として、地方の意見が十分に反映できるよう現行制度の早急な改善を進めるとともに、本来、管理者が負担すべき維持管理費負担金については、早急に廃止する必要がある。

併せて、直轄事業制度の根幹の見直しに向けて、国が責任を持つべき事業の縮減や地方に移譲すべき事業の拡大をはじめ、制度に関わる根幹的な問題について、十分に協議していくことが必要である。

## 直轄事業負担金に係る情報開示

### 《速やかな情報開示》

直轄事業に係る地方負担金については、その内訳明細が示されておらず、補助事業の申請手続き等に比して極めて不十分であることから、速やかに、これまでの内訳明細の情報開示を実施し、事業主体として地方への説明責任を果たすべき。

### 《対象経費の見直し》

直轄事業負担金における対象経費については、補助事業における対象経費と著しく均衡を欠いていることもあり、その対象範囲について見直しを行うべき。

## 現行制度の早急な改善

### 1 全般

#### 《地方の意見が反映できる仕組みづくり》

事業の採択・実施等に際しては、地方公共団体が住民に対し説明責任を果たせるよう、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できるよう、明確に制度化すべき。

#### 《地方との合意形成》

国と地方の間で合意形成ができるよう、事業実施の必要性、事業内容等について十分な協議を行うべきであり、合意に達したものののみ実施すべき。

#### 《早期の情報提供等》

地方の予算編成等に支障を生じないように、国は、早期に十分な説明や情報提供を行うべき。

#### 《詳細な情報提供等》

事業費の性質別の内訳の提示をより詳細に行うとともに、負担金の対象として得る経費の範囲について、明確な線引きを行うべき。

#### 《事業費の縮減・合理化等》

直轄事業は、その事業期間や維持管理水準などについて、地方の実情を踏まえて実施するとともに、徹底した事業費の縮減・合理化に努めるべき。

#### 《地方交付税措置額の見直し》

直轄事業負担金に関し、その負担実績と地方交付税措置額が大きく乖離しており、実績に見合った形となるよう見直しを行うべき。

## 2 建設事業の採択・着手段階

#### 《地方が関与できる仕組みづくり》

国からの概要説明の段階では、既に国の方針が決定されていることから、実質的に地方が関与できるような仕組みづくりを行うべき。

#### 《早期の情報提供等》

事業計画の策定に当たっては、早い段階から、建設事業に係る事業内容、事業費、負担金の積算内訳などの詳細な説明と情報提供を行うべき。

## 3 建設事業の進行管理段階

#### 《地方が関与できる仕組みづくり》

事業概要等の説明時には、事業内容等が固まっており、協議の余地がない面があることから、地方が関与できるような仕組みづくりを行うべき。

#### 《詳細な情報提供等》

地方の予算編成等に支障が生じないように、各年度の事業内容や対象範囲、負担金の積算内訳等についてあらかじめ概算要求前などの早い段階で詳細な説明や情報提供を行うべき。

#### 《計画変更時の事前調整等》

計画変更等において、地方は事業費増嵩等の把握が困難であることから、変更が必要となる事由が発生した段階で速やかに情報提供を行うなど、事前に十分な調整等ができるような仕組みづくりを行うべき。

### 4 維持管理

#### 《地方が関与できる仕組みづくり》

事業概要等の説明の段階では、既に事業内容等が固まっていることから、地方が関与できるような仕組みづくりを行うべき。

#### 《事前の情報提供等》

事業箇所・内容、管理水準などの詳細を明らかにするとともに、事前に情報提供を十分に行うべき。

### 5 事務費の取り扱い

#### 《事務費の抑制》

直轄事業に係る事務費の割合は、国庫補助事業や地方単独事業に比べ高い水準となっている。事務費については、その内容を十分に精査した上で明確にするとともに、経費の徹底した節減合理化に努め、その抑制を図るべき。

## 維持管理費負担金の早急な廃止

#### 《維持管理費に係る負担金の早急な廃止》

直轄事業の維持管理費に係る負担金については、本来、その管理水準を決定する管理者である国が負担すべきであること、国庫補助事業には維持管理に対する補助負担制度がない一方で、直轄事業では維持管理費に対する負担金が課せられるなど著しく均衡を欠いていること、建設費と比較して地方負担の割合が高くなっていること、維持管理費は将来にわたり継続し地方財政にとって大きな負担となることから、早急に廃止すべきである。

# 直轄事業制度の根幹の見直し

## 1 直轄事業制度のあり方

### (1) 国と地方の役割分担の明確化

#### 《事業区分毎の役割分担の明確化》

国においては、例えば、国土の基幹ネットワークを形成する道路、国土保全上または国民経済上特に重要な河川など、国が責任を持つべき事業に縮減し、地方に移譲すべき事業を拡大するとの観点に立って、直轄事業の区分毎に国と地方の役割分担を明確化すべき。

### (2) 地方負担金制度の廃止

#### 《国の責任による着実な事業実施》

国と地方の明確な役割分担に基づき、国が担うべき事業は、国と地方の役割と財政負担のあり方を一致させる観点から、地方負担金制度を廃止し、実施主体たる国がその全額を負担し、国の責任において着実に実施すべき。

#### 《地方への権限と財源の一体的移譲》

地方が担うべき事業は、権限と財源を地方へ一体的に移譲した上で、地方が自らの判断で自主的、主体的に事業実施できるようにすべき。